

鳥取県告示第566号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美郡 岩美町	平成20年9月18日(木)	午前10時から 午後3時まで	岩美郡岩美町大字浦富675-1 岩美町役場
〃	平成20年9月26日(金)	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成20年10月1日(水)から同月31日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課